

※1日目：7～8プログラム程度、2日目：5～7プログラム程度

※屋外会場の場合は雨天時の対応についても提案すること

- ・本県出身や県内で活動するプロの演奏家や芸術家等による一流のパフォーマンスと、一般県民（学生、愛好家、プロを目指す若手芸術家等）が発表する県民参加枠を、バランスよく設けること。
- ・県民参加枠は、オープニングフェス開催に向けた盛り上がりを醸成するため、一部は事前の公募等により参加団体を選定することが望ましい。
- ・障がい者によるパフォーマンスを設けることが望ましい。
- ・子どもや若者の興味を引くプログラムや、観客も一緒に楽しめる参加型の企画を盛り込むこと。
- ・文化芸術の分野（音楽、演劇、ダンス、文芸、伝統芸能、美術等）について、偏りなくバランスよく企画すること。
- ・オープニングセレモニーや、4（2）①で示すアンバサダーによるトークショー等をプログラムに含め、集客につながる工夫をすること。

例：・プロのアーティストや全国大会出場校による演奏やパフォーマンス

- ・高校生や大学生等の若者が中心となったダンスやミュージカル、ファッションショー、コスプレステージ
- ・観客も一緒に踊ったり歌ったりできるパフォーマンスや、観客の投票によってグランプリが決まるダンスバトル等の参加型企画
- ・ライブペインティングや、ステージをダイナミックに使用した書道や生け花、即興でのパフォーマンス等、生の臨場感を楽しめるステージ
- ・能・狂言・神楽等の伝統芸能×メディアアート映像や、和楽器×ダンスのような異分野のコラボステージ

イ ブース展示

※15展示程度

- ・幅広い年齢層の来場者が、多彩な文化芸術に触れ、親しめる企画内容とし、会場への集客が見込まれる企画を提案すること。
- ・本県出身や県内で活動する作家やクリエイター等を基本とした企画内容とすること。
- ・以下のブースを盛り込むこと。
 - A) アニメやマンガなどのポップカルチャー、メディアアート作品など、新しい芸術分野の展示
 - B) 伝統工芸品や特産品など、県の文化を発信する展示
 - C) 障がい者によるアート作品の展示（県障がい者アートレンタル事業（まごころアート事業）登録作品の展示等）
- ・企業や大学、専門学校等と連携したブースを盛り込むことが望ましい。
- ・各ブースでは作品等の販売も可能とする。

ウ 体験イベント

※10イベント程度（イの展示を兼ねて同じブースで実施することも可）

- ・幅広い年齢層の来場者が、多彩な文化芸術を体験し、楽しむことができる企画を提案すること。
- ・企業や大学、専門学校等と連携したブースを盛り込むことが望ましい。
例：伝統文化体験（生け花、お茶、お香）、和楽器体験、伝統工芸体験（大川組子づくり、久留米絣機織り、陶器絵付け）、デジタルアートやマンガの制作体験、食文化体験（明太子やラーメンの手作り体験）

エ 食の提供

※1日あたり10店舗程度

- ・集客及び会場滞在を目的とし、キッチンカー・屋台等の出店、飲食用テーブルの設置を行うこと。
- ・本県の食文化を発信できるものとなるよう考慮すること。
※車両の設置可能箇所は会場の管理者に確認すること。
- ※1日目のみ17時以降も営業可能。
例：・アート作品のようなスイーツ等、写真に映えるような魅力的なもの
・農業系の高校と連携した商品の販売やマルシェ
・呈茶など、食文化を気軽に体験できるようなもの

オ アート作品の空間展示

- ・本県にゆかりのある作家のアート作品を基本とし、来場者の関心を引き、来場者間の交流促進につながるような空間展示を提案すること。
- ・ライブペインティング等のパフォーマンスや、来場者が手で触れたり動かしたりできる作品の展示等、来場者が楽しめる工夫を取り入れること。
- ・SNSでの投稿・拡散を意識した、インパクトがあり魅力的な展示とすること。
- ・作品の保全や来場者の安全対策を講じること。

（注1）上記のほか、県が別途ブースを設置する可能性がある。

（注2）イベントの企画・運営に当たっては、実施会場の使用規則等を厳守すること。特に、指揮命令系統の整理、騒音防止に関する規定を厳守すること。

カ 若手芸術家の活動紹介・成果発信

- ・県が支援する将来性の高い若手芸術家・芸術団体の活動について、オープニングフェスの来場者に広く周知できる企画を提案すること。
- ・上記「若手芸術家・芸術団体の活動」の対象は、『令和7年度 新進気鋭の芸術家活動支援事業』採択者8件とする。
※採択者及び活動内容については、以下のHPを参照のこと

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/press-release/art-josei25resalt.html>

- ・ 活動紹介・成果発信の内容については、支援事業により実現する成果に限定せず、各採択者の活動全般や代表的な取組、制作の背景、今後の展望等を含めて構成することを可とする。
- ・ カとして独立して実施するほか、各採択者の専門分野や表現形態の違いを踏まえ、ア・イ・ウ・オに組み込んで実施することも可とする。いずれの場合も、当該取組が若手芸術家の活動紹介・成果発信であることが来場者に分かるよう、解説・表示・広報等の工夫を行うこと。
- ・ 展示会及びイベントの企画・運營業務に従事した経験があるコーディネーターを配置すること。コーディネーターは、各採択者の特性や会場条件を踏まえ、活動紹介・成果報告の企画立案や具体的実施方法について、採択者及び県と適宜協議を行うこと。
- ・ 作品等の借り受け・保全、会場設営、展示撤去、会場管理・運営を行うこと。

②プレイベント

- ・ 芸術文化祭開幕前の機運醸成及びオープニングフェスをはじめ各地のイベント集客につなげるためのプレイベントの内容を提案すること。
- ・ 既存のイベントとのコラボも可とする。

4 業務委託内容

(1) 企画・運営及び会場設営等

コンセプトは、「2 目的」を踏まえたものとする。

① 企画

- ・ 来場者、特に若者や家族連れが楽しめ、文化芸術の鑑賞・体験について高い満足度が得られるようなイベントとし、最大限の集客を図ること。併せて、芸術文化祭の認知度向上に寄与する場とすること。
- ・ 常識や前例に捉われず、華々しく芸術文化祭のスタートを切ることができるような斬新なアイデアを盛り込むこと（「3 開催概要」に記載したもの他、本事業をより効果的に進めるための独自の工夫や取組について提案されていることが望ましい）。
- ・ 地元の企業や、大学、専門学校等と積極的にコラボし、広く一般県民が興味を持つ内容とすること。
- ・ 芸術文化祭期間中（令和8年10月～12月）に県内各地で開催される芸術文化祭のイベントを周知すること（会場内の看板設置など）。
- ・ 会場全体を効果的に利用し、周遊を促す企画やレイアウト等を提案すること。
- ・ 来場者の休憩・飲食スペース及び出演者やスタッフ控室（ステージ裏など）を確保すること。
- ・ 障がいのある方や外国人の方も参加しやすいイベントとなるよう配慮すること。
- ・ オープニングフェス開催に向けた機運醸成の取組を行うこと（県民参加枠の事前公募や、SNSを通じた情報発信等）。

- ・関係機関や企業・団体に協賛を募る、ブース出店者から妥当な出店料を徴収する等の独自の資金調達工夫により、予算規模を上回るイベント内容とすることが望ましい。なお、協賛企業・団体については、県の承諾を得たうえで、ポスターやチラシ等への掲載を可能とする。

② 学生企画会議の開催

- ・学生の意見や発想を反映し、若者が参加したくなるようなイベントとするため、学生企画会議を開催すること。
- ・参加者：大学生、短期大学生、専門学生10名～30名程度を公募
※公募方法等についても提案すること。
- ・開催数：目安5回程度 ※企画立案：4回（6～9月）、振り返り：1回（10月）
- ・企画対象の例：ステージイベントや展示・体験ブースの内容、会場デザイン、広報戦略等
- ・メイン会場でのオープニングフェス当日の運営にも携わることが望ましい。

③ 実施に係る運営、管理

- ・出演者、出展者、出店者の確保と連絡調整等対応
- ・スタッフの適正配置（運営組織体制、スタッフ構成等）
- ・会場内及び会場周辺における来場者の動線、安全確保等
- ・雨天時及び緊急時（荒天、災害、傷病者）の対応
- ・設営から撤収までの警備

④ YouTube 配信用動画の作成

- ・当日来場できない人にオープニングフェスイベントの楽しさを伝え、次年度の来場につなげるため、当日の様子をまとめた動画を作成すること（YouTube 及び芸術文化祭ホームページに掲載予定）。
- ・イベントの雰囲気や成果を、短時間で効果的に伝えることができる動画とすること。
- ・イベント終了後、1週間以内に提出すること。

⑤ 来場者数カウント、アンケート調査の実施

- ・事業効果の把握、次年度の見直しのため、来場者数のカウント及び来場者へのアンケート調査を実施すること。

(2) 広告・宣伝の実施

① アンバサダーの起用

- ・芸術文化祭全体及びオープニングフェスをPRするため、アンバサダーとして本県ゆかりの著名人（例：池田エライザ氏）の候補者を提案すること。
- ・アンバサダーは、メイン会場でのオープニングフェスに参加できる方（最低1日）を選定し、トークショーやパフォーマンス披露等、集客につながる企画を提案すること。
- ・オープニングフェス当日の出演に加え、SNS等による事前告知、芸術文化祭ホームページへのコメント動画掲載等、芸術文化祭の認知度向上や機運醸成につながる活動も企画すること。

② ポスター、チラシの制作

- ・ポスター50枚、チラシ10,000部程度を用意すること。

③ SNS広告

- ・2媒体以上で合計25万回以上表示すること。

④ 県が実施する広報活動への協力

- ・県が実施する広報活動（広報番組、広報誌、記者提供、SNS等）へのコンテンツ提供等の協力を行うこと。

⑤ その他の広告・宣伝

- ・その他、広く県民に対し周知を図ることができる方法（媒体やインフルエンサーの活用等）があれば積極的に提案すること。

5 事業完了報告

事業終了後、1か月以内に事業報告書（任意様式）を提出すること。

提出部数は、紙媒体1部、電子データ1部（CD-ROM等の電子媒体）とし、以下の内容を含むものとする。

- ・イベント参加者数（会場別、開催日別）及び実施体制
- ・当日資料、写真等実施状況がわかる資料
- ・作成したポスター等、宣伝・広告状況がわかる資料
- ・その他本事業で生じた資料のうち、福岡県が指示する資料一式

6 その他

- (1) 本事業の履行により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、本事業の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- (2) 障がいの有無にかかわらず、来場者全員が快適かつ安全・安心にイベントに参加することができるよう、ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、会場全体（ステージを含む）を設営すること。
- (3) 本事業の実施に当たっては各関係機関との綿密な連携のもとに行うこと。
- (4) 本事業の実施において不測の事態が生じた場合は、福岡県に責任がある場合を除き、受託者の責任においてこれを解決すること。
- (5) 成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (6) 本事業に係る成果物に関する権利は県に帰属するものとする。